

第三章 人馬繼立と貫目改

第一節 人馬繼立方法

1. 緒 言

民間省要の著者は旅行の辨をなして曰ふに、「四民ともに行旅の事は、故なくしてはする事なき物也、士は君命に隨て旅行し、農商工はそれぞれ家職の爲、或は後世菩提に信を行じて、國々を順禮修業する有り、餘情の人有りて、慰み遊山の爲に旅行するは稀なり、……」と、誠に四民の道路交通こそ故なきものではなかつた。これこそ實に土農工商が生活の如實の相に外ならないのである。これ一面經濟交通の發達を意味するものであつて、經濟の關係する限りに於ては、貞享、元祿の頃に既に自然經濟の中に生じた商品經濟は貨幣のカラクリに依つて大に進展し、こゝに貨幣の資本化、商業資本の蓄積等となり、益々經濟交通は全國的となりつゝあつた。即、封建的經濟組織の堅い結れも漸次壞崩して、こゝに全國的なる國民經濟的組織へと變つて行つたのである。勿論道路交通の全部が經濟交通でない以上道路交通の原因をこの方面に求めることは皮相な考であると云へようが、道路交通に現はれたる經濟組織の變遷は何を以てするも覆ふことは出來ない。然り、これを裏書する現象の一はその頃より特に交通が頻繁となつたことである。偕、當時參觀交替等の敬禮より武士の來往。さては公家、殿上人、諸寺、諸山の僧侶等の關東に往來すること甚だ繁かつたので、諸道宿驛の困惑は絶大なものがあつた。その困惑は單に宿にのみ止まらずして農民にさへ及ぼされたのである。例へば、御朱印入足百人、馬百匹。賃人馬、人足百五十人、馬百匹。合

計人足貳百五十人、馬二百匹程の宿驛に於ては、先町人馬の外に足助、大助の村々へ觸出して集まつて来る人足は千六百人となる。⁽²⁾

然して元祿の頃では道中で一番大層なのは日光御門跡のそれで、實際其の頃は人足三四百人、馬百五六十四匹の入用に對しても、道中の宿々では大變な事として騒いだのであつたが、これとても其の後、益々人馬の入用を増し、街道宿驛に對して大なる悩みとなつて行つたものであつた。尙それについて人馬を使用する事多き公家衆、門跡方が道中往來の時は人足三拾二人、馬三拾匹に限つてゐたのが段々定額の人馬數を超加して添人馬などゝいふ項目を作つて使用したものであるから、即ち宿々(東海道は百人百匹で他街道)は困惑の度を深めて行つたので、次の如き條目さへ出てゐる。

公家衆門跡方道中往來の時、人足三拾貳人、馬三拾匹に相限り候處、近年は御定人馬の外、添人馬多く相立候故、宿々並助人馬出し候、在々迄困窮に及候由相聞候、向後はたとひ宿々馳走としても、御定の員數馳走の人馬共に、都合五拾人三拾貳匹の外は、一切差出すべからず候事⁽³⁾尙、

自今以後宿々より、添人足指出し候儀停止之旨は、加宿助郷へ無用の人馬相觸べからず、若加宿助郷へ無用の人馬差出させ又は勝手能方へ人馬を相立、不勝手の方へは助人馬を差出候類の事有べからず、互に帳面に印形仕、重て出入無レ之様にすべし、違犯の輩有レ之に於ては、急度可レ有ニ其沙汰一事附加宿並助郷村々にても、宿より相觸候通、人馬無レ相違可レ出レ之、或は不足、或は不參、又は人馬數を合すべきために、用に不レ立者を差出し候はド可レ爲ニ曲事⁽⁴⁾又、

御用並在番の衆中、其外諸大名總て道中往來の面々、向後は人馬割役人を間屋に相残し、御朱印人馬、賃人馬可レ入程差出させ、賃人馬の分は賃錢無レ相違相拂 諸事不埒無レ之様に吟味爲仕、其外之家來並雇之者より、私に人馬駕籠等

出し候様に申懸候共、人馬割役人之斷無之候はド、一切誰々家來たり共不隠置、早速道中奉行へ可レ訴レ之事⁽⁵⁾

こゝに各宿驛に於ける人馬繼立數の沿革を略言するに抑々當時東海道御定の傳馬宿に百人百匹と言ふ事は、宿々に馬百匹人足百人宛仕立置て、晝夜の御用を辨すべきがためであつた。然して傳馬は寛永十四年に初まつて三十六匹であつたものが、其の翌十五年には六十四匹を増し、都合百匹となつたものであつた。この百人百匹、人馬繼立は東海道の法とせられ、外街道或は二十五人、二十五匹が五十人五十匹となつたりなどしたが、其の數は場所と年代とで一定してゐない。

省るに寛永の頃は天下の御用も稀で、大名公家參觀の旅行も大層簡略で、公用傳馬の勤も輕微であつた。從つて宿驛は殷富であつたが、段々文化の進展するに從つて諸式は漸次複雑となり公用も繁く、費用も累なつて來たので、つひに失費も十倍、二十倍の多きになり、往還の士も亦從つて用事多く。宿々の人馬のみでは用を辨する事が出來なくなり、最初は助郷、加助郷と益々助人馬の必要を生ずるに至つた。例へば最初五百石、或は千石の村の助役で事足つたものが、後には萬石以上の村々へも迷惑を懸けなければ事足りなくなつた如きである。かくて日光奥羽道中の如き人通り繁き場所では其の害を蒙ること甚しく流離の非運をみたこともあるが、世事見聞録の著者は次の如く云つてゐる。

……又傳馬役人足役の事、彼邊は日光道中奥羽の道中例幣使街道など往來多き場所ゆゑ、何れか宿驛助郷を勤むるに、是又村高へ割付る事にて、百姓十人二十人ならではなき所へ三十人も四十人も當り、馬五匹ならではなき所へ十疋も十五疋も當る故、無據宿驛場へ賃銀を出し雇ひ上て役を勤るといふ。全體宿々人馬の入用も古來よりも倍増いたし彌增難儀の重なるゆゑ、堪へ兼て段々離散し荒地潰家出来るといふ。尤もの事なり。いづれの國々も右の振合にて、せざる産業もなく不融通不便利の地に追々に人家減ると云ふ。西國筋また奥羽の間も農業一式の地は人少になりし。併闊外の國々には御當地杯へ出易きゆゑ、格

別入少になると見ゆ。又關外の國々には御當地其外繁華の地へ出ること甚だ大儀なる事にして、先は困窮に忍び居り據なきにいたりて出るなり。都會に近き遠きは右の損徳あり。⁽⁸⁾ 人と人馬過微の弊害正に知るべきである。然も其の害は元祿、享保以後特に甚しかつた。然し事實人馬の繼立が如何様に行はれたかは典據になるものが甚だ少ない。今文化年中、驛傳官の手記になる寫本道中勤方記によりその實相の一斑を伺ふことゝじよう。即ち(一)特權者(二)武士階級(三)庶民階級の三に分ちて見るであらう。

- (1) 民間省要 中編卷の二 日本書卷一 四六三頁
 (2) 同 上 四六七頁
 (3) 同 上 五〇五頁
 (4) 同 上 五〇七頁
 (5) 同 上 五〇六頁
 (6) 同 上 五一二頁
 (7) 同 上 五〇九頁以下
 (8) 世事見聞錄二の卷(近世社會經濟叢書所收)六四頁

2. 特 権 者

今特權者中代表的なるものとして、大名及日光例幣使の二を選ぶ。

⁽¹⁾ 大名

一、貳拾萬石以上

當日並前後二日宛都合五日(貳拾五人・貳拾五疋)宛

但前後之内不隔日候は右御勝手次第之事

松平陸奥守様者當日並前後一日宛

都合三日五拾人五拾疋宛 但前同斷

一、拾萬石以下

當日並前後一日宛都合三日、貳拾五人貳拾五疋宛

但前同斷

一、五萬石以上

當日並前後之内一日都合兩日貳拾五人貳拾五疋宛

但前同斷

以上は日光及奥州道中に就てあるが、水戸道中に就ては次の如くである。

一、五萬石以上

但前同斷

次に参考として驛遞志料「旅行」の部より其の卷に所載の大名參觀の節召連れん人數、其の卷四所載の大名所換引越に際し使用すべき人馬の高に關する資料を示さう。

享保六年七月諸大名參觀之節召つれ候人數

二十萬石以上	馬上十五騎二十騎迄自分召連れ候共に足輕百二三十中間二百五十一三百迄
十萬石	馬上十騎足輕八十中間人足百四五十
五萬石	馬上七騎足輕六十中間人足百
一萬石	馬上三騎足輕二十中間人足三十

二十萬石被下此外之知行高も右之御定に准じ可心得事

丑九月

驛遞志料「旅行」卷四

文政六年六月 卷十

所替引越人馬遣ひ高内規矩評儀之上

極

三拾萬石以上 千人 千疋

貳拾萬石以上 八百人 八百疋

拾萬石以上 六百人 六百疋

五萬石以上	四百人 四百疋
三萬石以上	三百人 三百疋
萬石以上	二百人 二百疋
日光例幣使 ⁽²⁾	以上

日光例幣使の旅行は從來、所司代の證文を以て、人足五拾人、馬五疋を出さしめる習であつたが、文政十一年より馬三十疋を増して都合五十人、三十五疋となつた。尙これには次の如き文句が書き添へてある。

尤馬壹疋人足貳人代り之積りを以右人馬高より相増候分者壹人壹疋たりとも無貨に而者決而不繼立儀與相心得前年之趣品川宿は東海道石部宿迄千住宿は日光道中大澤宿迄可申達右御參向之宿々道中江者草津宿より申達候筈其筋江御差圖相濟候段被仰度是亦承知奉畏候

(1) 寫本「道中勘方記」八、文政十二丑年九月中、中村八太夫様御役所江差出候御請證文之内

(2) 同上 文政十一子年三月中、石川主水正様江差出候御請證文

3. 武士階級

次に武士階級はこれを用務と遊山との二に分ちて見るのであるが、此處にいふ武士階級の用務とは主として御三家及大名家中武士の往來をいふのである、然して遊山とは武士階級一般の私用旨のものである。

用務⁽¹⁾

御三家及大名家中（文政九年八月二十三日）。

一、去る午年三月九日被仰出候御證文之内に有之候通、諸家様方者一日五拾人五拾疋右御家來衆者貳拾五人貳拾五疋に相限り候儀にて假令何人一度に旅行有之候共右人馬より過し分は御相對雇之賃錢請取、尤江戸より御出立御國許より御出府之分一宿江落合に成候共又は行違之節者二十五人二十五疋宛五拾人五拾疋迄御定賃錢に而致繼立並御荷物過貢目之節金一人相增候分又は歩合

に而相增候分取斗方之儀は去る申年七月十九日被仰付候御證文之内有之候通御先觸之高に不拘歩合增之分は御定高之外に相成候共御定賃錢請取致御繼立且掛改之上壹人持之荷物貳人持に相成候分は素より貳人持之品に付右壹人分は御相對雇之賃錢可請取筋に有之併右改增之分茂御定高之内に候はゞ矢張御定賃錢に而御繼立可仕候事

前書品川宿江被仰渡之趣私共儀も被出達承知候尤中山迄奥州甲州道中之儀は一日の御遣ひ高御三家様方

御家中は二十五人二十五疋御大名様御家中は拾三人拾三疋之積相心得前書之振合を以可取斗旨被仰渡一同承知奉畏候尤先宿々江者私共より可申遣被仰渡候と、然るに文政十一年八月、石川主水正へ差出した御請證文には

……御三家様方御家中人馬御遣高縱令何方一度に御通行有之候共東海道は一日五拾人五拾疋其外之街道筋は貳拾五人貳拾五疋に限り候儀に而尤江戸より御出立御國許より御出府之御方一宿江落合候共又は御通待合の節は東海道は五拾人五拾疋宛都合百人百疋迄其外の街道は貳拾五人貳拾五疋宛都合五十人五十疋御定賃錢に而御繼立可仕旨……

達がある。然して御三家の人馬繼立法をみると各特別の意味より月々によりて繼立法を異にしてゐる。而も其の標準となるものは以上の達に依れるが如くに見える。或は馬匹の數を減じて人員をふやしたるが如きこれである。

遊山⁽²⁾

文政十三年四月、中村八太夫役所に差出した御請證文に據れば、次の如くである。

一、伊勢參宮に温泉湯治之儀御頭御支配有之向萬石以上以下御隱居其筋江御願濟並諸家中方御主人御重役等江御願濟亦者御主人御代參御先觸御差出不相當之儀無御座候はゞ御先觸通御定賃錢を以致繼立其餘之分は御定賃に而者繼立申間敷候右之趣先宿々えも申達置候様可仕旨被仰渡候

- (1) 寫本「道中勤方記」九、十三、十四、十六
 (2) 同上、十九

4. 庶民階級

諸、庶民階級の人馬繼立法はこれを次の三と/orして述べたい。(1) 飛脚 (2) 用達商人 (3) 相撲取が即これである。

(1) 飛 脚

こゝに飛脚はこれを官公營、民營の二種に分つて考へて見よう。官公營飛脚は幕府老中名義の繼飛脚及其の類似のものを始め大名の經營にかかる大名飛脚等がこれである。然して民營飛脚には町内の飛脚と普通の民營飛脚とがあつて前者は江戸の名物で、守定漫稿に町内の飛脚屋と稱したと誌されてゐるものゝ外に、同じく江戸の名物、チリンチリンの町飛脚とて町内の通信に從事するものや或は市内に一つの組合を設けて多人數の日雇、通し人夫供給の請負を業とするもので、これは江戸に限らず大阪にもあつて、各組に年行司を置き、大小名、幕府の麾下、京阪江戸に於ける豪商の旅行に從つて雇人夫となり、種々の勞務を提供し、各驛に於て繼立をなすの煩を避け併て胡麻の轔や雲助の難に豫め備へたものである。⁽¹⁾ 然し本稿に於ては専ら人馬繼立法を云爲せるを以てこゝには後者たる普通の民營飛脚たる三度飛脚、定六等が、宿驛に於て人馬繼立を所望するに際し宿場役人が如何様に取扱つたかを見るのである。

官公營飛脚

諸、官公營飛脚としては繼飛脚及公用飛脚に關する一資料を見、次で公用急飛脚の人馬賃錢に及ぼう。

繼飛脚及公用飛脚

こゝに述べんとする資料は文化十四年八月中、井上美濃守様、榎原主計頭様御觸に依るものであつて、これには公用飛脚の不取締の出来事に關し道中方に對し繼飛脚及公用飛脚の確實性を保持せしめ、併せて其の任の重きことを訓戒したる

ものであるが、参考のために次にこれを錄さう。

近來宿々に而諸荷物繼立候節人足共荷物を持逃去候儀度々有之既に當二月中大阪御城代宿繼御證文添候御老中方え之御狀箱を東海道川崎宿より品川宿え繼送り候節川崎宿定番人足藤七源右衛門江宿役人より繼立之儀申付候處相對之上同宿百姓忠四郎方に居候勝五郎壹人え相渡同人茂御用狀箱封切切解外去候に付召捕吟味之上勝五郎は引廻し之上川崎宿におひて獄門並藤七外壹人者道中筋稼差留江戸拂其外宿役人共江も御咎申付候右者宿方申合不行届より事起候儀に付以來宿繼御證文添候者不及申御證文並道中奉行之觸無之分共御老中方御名前之御用狀者先年相觸候通宿人足兩人に而繼送り其外諸御用狀繼送り者勿論御用往復之荷物者持扶慥成者差出於途中人足猥に代り合等致間敷段宿役人共より急度申渡置不取締之儀無之様精々申合入念取計者也

尚、官營飛脚の--たる大名飛脚とは、各藩が幕府の繼飛脚に倣つて江戸と各地との間に往反せしめたものである。その中尾州、紀州の兩藩は特に七里毎に小屋を設けて脚夫を配し飛脚の任に當らせたのであつた。然し大名は凡て己が専屬の飛脚を設けたのではなく便宜上民營の飛脚に託したもの多かつたのである。次に述べる事實は御用以外の公用急飛脚繼立の場合に於ける人馬賃錢表で、文政七年道中奉行石川主水正に對して差出した御請證文の中より抜萃したものである。次に同標準賃錢算出の方法を示す。

公用急飛脚賃錢⁽³⁾

本馬壹疋 二百文

御定賃錢 輕尻壹疋 百四拾八文

人足一人 百文

諸、御定賃錢が右の率を以て示されてゐるときは、平常の夜通しの繼立は原則として本馬と輕尻の差丈二つ分増となり次の如き率となる。即ち

本馬一疋 三百文 本賃錢に付

輕尻壹疋 二百文

中疋 二人前に付

人足壹人 二百文

「となる。然してこの夜とは夜五つ時より曉七つ時迄の時刻をいふのである。次に晝の早追繼立は平常の夜通し繼立に於ける場合と本馬及輕尻に付ては同額であるが、人足に於ては少し安い。左の如くである。

晝の早追繼立

本馬壹疋 三百文

輕尻壹疋 二百文

人足壹人 百七拾貳文

但 曉七つ時より夜五つ迄

夜の早追繼立

本馬壹疋 (二疋分) 四百文

輕尻壹疋 (同斷) 三百文

人足壹人 (二人半分) 貳百四拾八文

但 夜五つ時より曉七つ迄

民營飛脚

民營飛脚の中其の最たるものは何といつても三度飛脚であるが、この三度飛脚なるものはもと民營ではなく、元和元年大阪城定番の諸士が其の家隸を以て飛脚となし、私信を江戸と大阪の間に往反せしめたるに起源するものである。⁽⁴⁾ 然してこれが三度飛脚と稱せらるゝは毎月三回東海道を往復したので世人が三度飛脚と呼んだのに基し、この名を後の民營飛脚が踏襲したのである。大阪商人の奇才を有せるものが、都手を求めて定番士に取り入り、若干の冥加金を納め、公然其役名を借用し、定番士の私信飛脚に際して使用せし法被を着用し双刀を腰にして飛脚業を營むものがあつた。これ即民營三度飛脚の基で、一には人馬繼立の便宜

を得るの手段にして、又道中無賴の徒に對する用心からであつた。このことは實に寛永十六年の夏のことである。然も該事業が成功を告げるや、續々同業の徒が派出して斯業に從事したが、皆相應に榮え、且人馬繼立所に於てもこれを知り乍らも咎むことなどなく、人馬の供輿に便宜を計つたのである。其の後寛文三年に至り、斯業に從事せるものゝ中には相計つて大阪定番の保護を脱し、道中傳馬所と契約し獨立の飛脚業者としての營業をなすに至つたものが十三名もあつた。左の如くである。

大 阪

藤屋市兵衛 銀屋長兵衛

江戸屋平兵衛 中島屋門右衛門

江 戸

備前屋與兵衛 和泉屋甚兵衛

山田屋八右衛門 大阪屋茂兵衛

大津屋六左衛門 (屋號不明)角左衛門

京 都

大黒屋庄二郎 伏見屋五兵衛

江戸屋吉兵衛

こゝに於て是等の飛脚業者は今迄定番兵士の法被を着し道中にカムフラージしてゐたものが、偽裝を脱し全く町人の服裝に改めて營業を續くことゝなつたのである。然して各宿驛からは相當質錢を以て人馬の供給を受けたものであつた。この飛脚が東海道を往反するのに通常八日以上を要したものであつたが、(寛文四年七月、江戸の飛脚屋が毎月二の日を以て東海道を往復することゝし、名づけて三度飛脚と稱したのである) 寛文五年十月、急行便を仕立て、六日を以て同所を往復することゝしたので、時人はこの急便をば定六と呼んだのである。⁽⁵⁾ 尚星野博士が、「京大阪江戸の間取引尤も盛んにして、常用の外別に急飛脚を發す、六日にして

到る、故に之を正六と呼ぶ云々」⁽⁶⁾と考證せられたのを根據として定六は正六の俗稱としてゐる人もある。尙近世風俗志には正六の起源は天保の初年から始まつたと記されてゐる。

其後此種の民營飛脚の數は時代の要求を以て益々多くなつたから各飛脚屋で仕立てる毎月の便は實に百回以上にも及んだのである。こゝに生れたのが同業者の組合であつた。かくて業務の刷新や遞送の正確を期するために、左記二十八驛に取次所を設置し以て完備を計つたのである。即、藤澤、小田原、箱根、三島、沼津、吉原、岩淵、沖津、江尻、府中、藤枝、島田、金谷、掛川、見附、濱松、新居、吉田、岡崎、池鯉鮒、宮、桑名、四日市、關、大山、大津、水口、草津の諸宿がこれである。然るに先に大阪定番兵士の法被を拜借して道中無賴の徒に備へた三度飛脚の事は昔嘗となる頃には飛脚業者は道中人馬繼立に一方ならず苦心するに至つた、これ斯業の民營なるがために人馬繼立に腐心せざるを得なかつた事と、雲助上りなどが類似の業を始めて正業につくものゝ邪魔をしたからである。かくて安永七年十一月十七日に江戸飛脚屋、京屋彌兵衛外八家は道中奉行安藤彈正を經て陳情の上書を幕府に差出し定飛脚の株を制定し公許を願つたのである。其後九年の天明二年十一月六日に至り、道中奉行、桑原伊豆守より、前述の諸飛脚屋に對し、江戸定飛脚問屋の名目を公許し、冥加金として毎年金五十兩を納入すべきことを命じたが、これより、同業は幕府より免許營業として公認せられ、始めて幕府の保護の下に立つことを得、こゝに於て同業者を排し獨占的營業として幾多の便宜を得ることとなつた。然して定飛脚問屋は見世先看板及内掛け看板を掲ぐることを許可せられたのである。幕府の觸書の大様に曰ふに、近來各驛に於て、三都飛脚問屋、荷物の遞送を遅滞し、大に公用の停滯を致す。依て飛脚問屋京屋彌兵衛、山城屋宗左衛門、木津六左衛門、山田屋八左衛門、伏見屋五兵衛、島屋佐右衛門、大阪屋茂兵衛、和泉屋甚兵衛、十七屋孫兵衛の九家（寛文三年の時より三軒の増加である）に命じて其の店頭に於て各定飛脚問屋の招牌を掲げ

しめ、其の行李は悉く定飛脚の會符を挿ましめ、其の宰領には定飛脚の烙印札を與へ、各宿驛にも亦其の鑑札を豫め備へ置いて路次、之を勘合して以てお定賃錢を以て往復をなすことを許さしめたから、各驛共に其の旨を體し、公私荷物の如何を論ぜず、其の行李の到着順を以て驛馬及助郷馬を出し片時も遞送を遅らしてはならない。——とかういふのである。

然して寛政元年三月には、島屋、大阪屋、和泉屋の三定飛脚問屋は水戸紀州兩家より公用荷物の遞送御用を一手に命ぜられ、三店は組合を定めて島屋は水戸家を大阪屋は紀州家を受持ち、和泉屋は兩店の遞送を補助することとした。これ實に定飛脚問屋の勢力如何を物語るものであらう。⁽⁷⁾

以上定飛脚問屋の沿革に就て累々梨説したが、これこそ民營飛脚中の華たるものならず、其行つた役割も輕からず、從つて道中諸驛中に於て人馬繼立の上に影響したる處も些少ではなく、驛傳官吏の大に重要視したものであつたから、斯くも煩を厭はず叙述したのである。

却説前出の道中勤方記には定飛脚問屋荷物繼立に關し道中奉行より各宿驛の道中方に如何なる注意をなしてゐるであらうか。

定飛脚問屋荷物總立之事
(文化十四年十一月中)
井上美濃守様榊原主計頭様御觸書

一、定飛脚問屋之儀定飛脚と認候會符を着才領之者江も定脚と認候燒印を爲持宿々江者右札を渡置引合場定之賃錢急度相拂往還可致旨申渡候間其旨相心得右燒印札請取繼送旨天明二寅年十一月寛政元酉年七月相觸候處いつとなく定飛脚荷物者商人荷物同様次へ廻し繼立候趣に相聞候定飛脚荷物之内に者諸向より夫々江差立候御用筋之書翰も入及遲滯候而者御差支も有之條外之會符荷物も同様心得右印鑑引合無相違候者定之賃錢請取宿場到着の順次第不置宿人馬に不限助郷馬に而も早速繼送可申者也

と命じてゐる。即、定飛脚が一は幕府公認の營業である處から、また一には御三家の御用を勤めてゐるといふ處から、驛傳官も相當な眼を以て之を待遇すべき

旨を諭してゐる處がよく解るであらう。即、上記御觸書中に於ける「定飛脚御荷物之内に者諸向より夫々江戸差立候御用筋之書翰も入及遲滯候而者御差支も有之」とか「條外の會符荷物も同様心得右印鑑引合無相違候者 定之質錢請取宿場到着之順次第不留置宿人馬に不限助鄉馬に而も早速繼送可申者也」はそれであつて、宿人馬に不限、助鄉馬に而も早速繼立申すべきものなりに至つては、正に其等の人々の權勢が、如何に豪氣なものがあつたかを推察することが出来るであらう。

以上で飛脚に關する人馬繼立法の要概を述べた心算である。次で用達商人のそれより相撲とり等民間交通の人馬繼立法を順次見よう。

(2) 用達商人⁽¹⁾

こゝに普通の商人達は自用を以て交通する時には各宿驛では人馬繼立を行はなかつたので、各自勝手に傭人馬を相對質錢を以て使用する外に方法がなかつたものであるが文政十二年十二月の御觸によれば、用達商人は諸特權者の權勢の下に特別の保護を與へられたもので其筋の主役より出口宿方に印鑑を渡し置き其印鑑の如何をば引合せて相違なき時には人馬の繼立を宿驛で行ふこととなつてゐたのである。然して其取扱も入念にすべきものと注意せられてゐる。

(3) 相撲とり⁽²⁾

相撲取が家業に依り旅行する場合には從來は各宿に於て相對質錢を以て人馬を雇つてゐたので、其難澁の様子も一方ではないものであつたが、文政十三年以後は冬春之内往復四度の旅行にはこれを保護し、御定質錢を以て人馬の繼立をなすことゝし、其整理を相撲年寄に命じたのである。尙人馬繼立數は諸道に依り一定しない。即

東海道	人足六人	馬匹二十五疋
中仙道	人足十三人	馬匹十三疋
日光道中	人足六人	馬匹十三疋
奥州道中		

第一節 人馬繼立法方法

を限度として御定質錢を以て繼立しめたのである。

- (1) 楠畠雪湖氏著「江戸時代の交通文化」五二頁以下
本庄榮治郎博士著「日本經濟史概説」三六七頁以下参照
- (2) 寫本「道中勤方記」三十一
- (3) 同 上 二十四
- (4) 本庄榮治郎博士著「前掲書」三六九頁
- (5) 野口雅雄氏著「日本運送史」三四一三七頁
- (6) 吉田十一氏著「日本旅行史」一七一一七二頁
- (7) 野口雅雄氏著「前掲書」四〇一四七頁
- (8) 寫本「道中勤方記」三十
- (9) 同 上 三十七
- (10) 同 上 三十八

5. 結 言

以上甚簡単ながら、主として道中勤方記に依り、特權者武士階級及び庶民階級の三者につき人馬繼立法を見たのである。特權者に於て特別の待遇を受けてゐるのは自明の事柄としても、武士階級と一般庶民階級との差別待遇に就ては我々は一層注意を以て其程度を知りたく思ふのである。が然し、こゝに掲げられた資料の僅少よりして満足なる解答を得ざるを憾むのであるが、然も道中に於ける御定質錢による人馬繼立は可なりやかましいものであつたから、武士階級と雖も幕府又は主家の公用の外は濫りに特別な待遇を強要することが出来なかつたのである。一方庶民階級と雖も、定飛脚や用達商人はもとより、相撲取に至るまで御定質錢に依る人馬繼立を許可せられてゐたからであるから、一應は手ひどい差別待遇をしたやうには見えないが、然し、3. に於て述べた如く、或方法手順さへ略めば武士階級は遊山湯治等に行くときにも御定質錢を以て宿驛人馬を繼立せしめたのであるから、やはり兩者の間には相等な待遇上の差があつたことを認め得ると思ふのである。

第二節 貫 目 改

1. 貫 目 取 締

徳川幕府が人馬の取締に於て少なからず腐心したことは已に第二章に於て述べたのであるが、其取締は人馬の「使用」に根據を置いたものであるから、其取締は勿論(一)階級及身分關係と(二)重量との二點から見たものであつた。然して(一)に關するものは既に人馬繼立方法に於て相當詳密にこれを見たのである。即此事は何れかと云へば法令の規定事項の遵守に屬するものであるが、(二)の重量云々は問題が問題だけに大に取締に於て苦心した處で、幕府の交通政策中最も重要な部分を占めて居るといふも過言ではあるまいと思はれる。即驛遞志稿に現はれたる駕量に關する令は文祿元年以後、弘化元年に至るまで其數二十一回の多きに及んでゐる。以て其情を察知するに難くはあるまい。⁽¹⁾ 然してこの取締方法は規定と検査との二方法に依つた。規定とは上述の如き御觸流のことであり、検査とは貫目改所の設置のことである。

故を以て私は本節に於ては先づ貫目取締の事を述べ、次で貫目改所のことには及ぼうと思ふ。先づ負擔量の一般を記述するに、馬は(一)四十貫目内外の使用と(二)二十貫目内外の使用(三)五貫目内外の使用の三者に分つて其使用差を區別してゐるものと解してよいと思ふ。これに依つて賃錢が異なるのである。(一)に属するものは所謂本馬、駄荷、駄行等と稱せらるゝもので、(二)は乗掛で、(三)は輕尻、あぶ付等である。然して乗掛は人が乗るから此く云ふので二十貫以上(但三四貫目の餘分は別)となると本馬使用と看做し、それに該當する賃錢を徵收せしむる習せであつた。即乗掛中二十貫目迄は輕尻と同量使用であり、二十貫目以上となると本馬使用となつたから、乗掛と輕尻とは同じものではなかつたが、其區別は事實判然とはしてゐなかつたから、後には(恐らく延享二年頃からであら

⁽²⁾ う) 本馬が四十貫内外の使用を總稱すると共に乗掛と輕尻との區別を撤廢したものらしく、延享六年以後の駄賃表には本馬と輕尻の賃錢が多く掲げられてゐる。然して此等は各々御定賃錢使用と相對賃錢使用とに分るのである。

次に人足の使用は馬に於けるが如く負擔量で特別の名を冠して使用差の別を立つることをしなかつたが故に、結局使用差は御定賃錢と相對賃錢で分けられて居たのみで、持分は大抵一人前五貫目を以て標準とされてゐたのである。即長持、乗物、山駕籠等に定められた重量制限はこの人足一人前の持分から割り出されたもので、例へば、規定に、長持三十貫目と云ひ、但し人足六人掛りと書するが如きはこれであつた。尚、其外乗物一挺六人掛、山駕籠一挺四人掛の如きがある。勿論以上の如きは大體の標準に過ぎざるべく、多少の出入は勿論馬の場合と同様に許可せられてゐたものらしく、人足の都合次第では敢て干渉を試みなかつたものであらう。即「人足持の荷物は、人足の強弱に寄、人數増減いたし候儀は問屋之差略次第爲致、賃錢は貫目次第爲受取、人數之多少に不拘事」といふ規定に徴するも明かであらう。

左に駕量、負擔量取締に關する御觸流の二三を示さう。

〔御當家令條二十〕 條々

一、長櫃一棹三十貫目を限るべし、夫よりおもき荷物は持はこぶべからず、人足一人五貫目三荷積にて、三十貫目は人足六人、夫よりかるき荷物は、貫匁に隨ひ人數減少すべし、此外何れの荷物も可准之事。

一、壹駄荷之重目不レ可過四十貫目乗掛之荷物五貫目迄は荷なしに乘駄賃錢同前たるべし、夫より重き荷物は本駄賃錢可取事。

右條々可相守、若違背之族於有之は、縱雖後日相聞証、咎之輕重、或可爲過料者也、仍如件。

萬治三年十月 日

〔享保集成絲綸錄二十二〕 寛文五巳年十一月⁽³⁾

中仙道傳馬宿申渡

一、歩行荷一人五貫目迄持送り可レ申事

一、長持十貫目は二人、二十貫目は四人、三十貫目は六人それより重荷物は持
送り仕間敷事。中略

右之通、中仙道宿々江被申渡、書留させ可レ被申候、以上

寛文五年十一月

〔享保集成絲綸錄二〕 天保二年戊五月⁽¹⁾

定

一、御傳馬並駄賃之荷物は一駄四十貫目、人足之荷物は一人に付而五貫目に可
レ限事。

一、乗物一挺に次人足六人、山乗物四人にて御定之人足賃取之可レ相_レ送之、
長權一棹三十貫目を可_レ限、夫より重き荷物は不_レ可_レ持運、人足一人に五貫
目の荷積に而、三十貫目は六人、夫より軽き荷物は貫目にしたがひ人數減少
すべし、此外は何れの荷物も可_レ准_レ之事。

右之條々可_レ相_レ守此旨、若於_レ相背_レは、速可_レ被_レ處_レ嚴科_レ者也、仍下知如_レ件。

天和二年五月

尙以上の外、享保の頃の事實を書した民間省要中編卷二には次の如く云つてゐる。即、江戸、京、大阪、其外の國々から町人請負で往來御用の諸荷物の貫目等が重く、其上御用と申立て、賃錢も不足目に拂ふ者があるといふことであるが、爾後は貫目を重くしないで、繼立をなすべき人馬數の規定通り賃錢を間違なく拂ひ、猥なる振舞なきやうその所の奉行所より請負人達に申付て居たから、宿々でも其旨を知つて此上とも過重の荷物や不相應の荷物等數多く不審な事などがあつた場合には、よし御用荷物といつても一切繼立をなさず、むしろ其荷物を運ぶ請負町人の名を覽えて居いて、道中奉行に早速訴出するやうにと。また其一斑を知るべきであらう。

(1) 「道路の改良」第十二卷、第八號所載の拙稿(同誌一三一五頁)参照

(2) (3) 「同上」第十二卷、第十號所載拙稿(同誌二七頁)参照

(4) 「古事類苑」政治部四、一二九〇一一頁参照

(5) (6) 同上、一二八九頁

(7) 同上、一二九〇頁

2. 貫目改所

貫目改所の設置と補助等に就て第二章、第二節、四、人馬使用制限中に於て已
に述べて居いたからその方を参照して貰ふことゝし、こゝには宿場役人の職務上
より看たる貫目改所に就て一言して居きたい。

備、萬治元年十一月、道中奉行の該方面に對する觸流は次の如くである。

〔享保集成絲綸錄〕 萬治元戌年十一月⁽¹⁾

定

一、御傳馬並駄賃之荷物、一駄四十貫たるべし、但四十貫目重き荷物は秤_レ掛
け、重き分可_レ除_レ之旨、荷主江可_レ申斷_レ、若除間敷と申輩あらば幾度も申斷_レ、
其上にも承引無_レ之におひては馬を不_レ可_レ出事。

一、人足之荷物、一人に付五貫目を可_レ限、夫より重き荷物は荷主江斷_レ之、秤
に掛、重き分可_レ相_レ除_レ之、自然除間敷に申におひては如_レ先條_レたるべし、人
足賃は馬之半分たるべく候。中略

萬治元年十一月

奉行

即、重き荷物と推定せられたものは、改所に設置せられた秤にかけて、其重量
を計り、若し重き場合には、その荷物を除外する旨を荷主に掛合つて、若し除_レ
いてはならないと云へば、度々その譯をきかせて尙其否を悟らない時には馬を出さ
ないことゝしてゐた。又人足の場合も其負擔荷物の過重は同じく秤量して過貫目
をも除外することゝしたのである。

備、文化文政の頃に於ける貫目改所の取締方を見るに、通行入の方に種々不正

が多く行はれたらしく、面倒な手續を採つて迄も貫目改を實行せんとしてゐる。即、文政四年二月九日、日光道中、千住宿役人中より時の代官次右衛門に對して呈出した御請證文に次の如く云つてゐる。

道中筋御改正に付御請證文之事

近年東海道中仙道諸家御通行之節荷物貫目重く候處都而改候儀事六ヶ敷申候向も有之宿方に而は旅人之權威に恐れ其儘繼立又者江戸雇之人馬を以品川板橋を附越右宿宿にては繼立候姿に帳面江爲記候向も有之通日雇之者共者不法におよび候越相聞候依之品川板橋兩宿貫目改所江御手附御手代之内御壹人宛差出し御用往來之荷物を始め會符并諸家之荷物共御控目之趣を以爲相改候様可取計旨其外品々被仰渡有之候千住宿々儀被仰渡無之候得共貫目改所に付前々被仰出候改場所之儀に候得者平日共嚴重可相改告に候得者東海道中仙道改所者勿論宿々江仰渡之趣有之候間右隨ひ彌以入念相改諸事致取締聊等閑之勤方無之様間屋年寄下役其外末々えものに至迄得と申聞取計候様可致旨被仰渡承知奉畏候依之御請證文差上申處如件

文政四年十二月九日

日光道中 千住宿役人連 印

大貫次右衛門様 御役所

これ即、武士階級特に其上級のものが已が權勢の下に諸道通行に際し、種々非合法的なる手段を弄して、交通せんとなせしことの現れに外ならずして何であらうか。然も幕府としては其道路交通政策上より、これを默許すること能はざるに至るや、上記の如き道中筋御改正なる御觸を出して一方の注意を促がすと共に、又一方諸種の手段を以て直接取締に出でたものである。即、從來、旅人の權威に恐れ其儘荷物の繼立を行つて居つたものや、又は江戸で雇つた人馬を品川や板橋で繼立を行つたが如く帳面につけさせ、其實はそのまゝ附越を行つた等があつたので、これでは不可となし、品川や板橋の貫目改所へ手附の手代を出して、荷物を檢せしめたのであるが、如何ぞや「御用往來之荷物を始め會符并諸家之荷物共

御控目之趣を以て爲相改候様可取計旨云々」の達があるに至つては實以て其情を察するに難くはない。かくて其取締の實際も亦甚疑はしきものとなつてゐるのである。

尙文政五年八月三日、道中奉行、石川主水正及岩瀬伊豫守が日光、奥州道中及水戸、例幣使、岩瀬道の宿々に達した御觸流中には、「日光奥州道中於貫目改所に諸荷物改之節一度に繼來り又は荷數多節及混雜に逸々秤江掛候而者繼立後れに可成事に付宿次荷物之分者何人持又者本馬輕尻附與其荷品江木札付諸向より差出候旨に付得其の意諸事出役之者差圖を可請事」とあり、これ又前後矛盾した政策を取つて居るのである。かくては其の取締は其の實將して何處迄行はれてゐたであらうかと云ふ疑問を益々大とならしむるのみである。故に結局貫目改所の取締は武士階級特に特權を有せる人々に對して（武士階級にあらざる特權者も亦同じである）は餘り有效ではなく、寧ろ庶民に對せる取締に於て嚴正を保持したものらしく、特權者に對しては餘りに無理な人馬使用をば注意するに止るが如き微溫的な取締を行つてゐたこととなるのである。

こゝに最も笑ふべき事は御用荷物往來に關する取締につき驛傳官の伺書とその附紙であつて、此の文書に見えたる取締規定の存在は、公平な立場より見て貫目改所設立の意義を根本より破壊せるものといふべく、斯の如き特權者に對する幕府の取締が除外的なものであるといふ事を露骨にも表明せる例證に外ならないのであらう。即、御朱印證文等による御用荷物は凡て格別制限外の過重量でなければ改める必要はないと云ふのが其の骨子で、人足に例をとると、これは一人持五貫目の規定であるが、七八貫目位迄は用捨の積としてよい等と稱してゐるが、これは長持等の重張つたものに對しての使用の場合で、長持六人が結局五人でかつぐやうになる。然もかゝる場合の分持は公然と九貫九百目迄と令達してゐるなど寧ろ酷使であり、暴戾そのものゝ如くである。

今次に参考として「御用通行荷物貫目用捨之事」なる御伺書とその答となる附

紙を示さう。

御用御通行荷物貫目用捨之事

(文政五年十二月中、石川主水正様江)
(石原清衛門様々 御伺書之内)

一、御朱印御證文者勿論都而御用往來之分者格別過貫目與不相見候は、不及改に尤人足壹人五貫目持之御定に候得共七八貫目位迄者用捨之積被仰渡御用旅行之向者百人百疋に候得共人馬打込遣に候間馬代に而人足之分通に相成候儀も可有之之旨是亦被仰渡右者大名衆御用通之儀にも候は、其外御用通に者人馬之分限無之先觸人馬高を以爲繼立可申候哉只宮門跡方堂上方荷物之分者所司代御證文に而も人足掛り御記有之分者無差別御控目之通相改可申旨寛政度御下知濟御座候間右之趣に爲相心得御用往來之内京都江之御使紀州江御使重き役人方御定番大御番頭大御番衆並與力同心遠國奉行衆御代官京大阪御職奉行右に准し候分其外御勝手御用臨時御用御往來之分も御役名に不拘御用通に相心得分持前書之通に而爲繼立長持之儀分持用捨貫目之割合を以七八貫持之積人足割當不申長持壹棹に付貫目壹人前者壹人半用捨之積醫者三拾貫目之長持六人持之處五人賃錢請取可繼立心得に而爲相改申候哉

但分持之儀品川板橋千住三ヶ宿掛り御勘定より伺箇條之内貫目九貫九百目迄壹人持之積御下知相濟候趣宿々御取締御普請役より出役手代方江申聞候に付草津宿之儀も同様相心得爲繼立可申奉存候尤長持之分者右割合に而者用捨拾貫目餘慶に相成人足繼立難儀可致に付本文之通相心得爲繼立可申哉

御附紙

書面御用往來之内百人百疋遣之分者萬石以上に而其以下者先觸之通差出し諸荷之内過貫目と見請候分計掛改步行持壹人九貫九百目迄拾貫目より四貫九百目迄貳人持之積相心得尤長持者重張候品にも有之間壹人七八貫目之割合を以貫目に應し人足相掛且宮門跡堂上方荷物之内所司代證文に人數之極有之分も前書之趣可取計候

但本文之趣改所掛り之もの限相心得都而旅行之向江申聞候筋に無之尤御用旅行之外者諸事御控目之不振様取計可有之候（傍點、和田）

然らば次に、若し貫目改を行ひ過貫目の荷物を發見して歩合増賃錢を行ふ場合には如何なる規定に依りしやと云ふに、文政七年七月の御觸を見ると、次の如くである。即、貫目改を行つて、壹人掛之分が壹人五分又は七分となつた時には、其改増の歩合に對しては相對雇の賃錢を請取る宿方もあつたのであるが、其事を道中奉行が知つてから以後は先觸の高に不拘、その賃歩増之分は御定高以外となつても、御定賃錢を以て繼立することとなつたのである。尙、壹人持之荷物が掛改めて後に二人持となつたとすると、この荷物は元來二人持之積を以て先觸の手配をなすべき性質のものであるから、壹人分丈は相對賃錢を請取つて繼立をなすのが一應は至當の如く見えるのではあるが、然しこれも御定高の内に入つて居るものと看做すことが出来るのであるから、矢張り御定賃錢を以て繼立をなすやうに命じてゐるのである。

- (1) 「古事類苑」政治部四、一二八八頁以下
- (2) 築本「道中勤方記」一
- (3) 同 上 二
- (4) 同 上 二十
- (5) 同 上 六

第三節 結語

以上簡略ではあつたが、人馬繼立と貫目改に就て敍述した心算である。即、先づ人馬繼立を云々し、次で貫目改に言及したのであつた。然して前者人馬繼立方法に於ては、武士階級と庶民階級に分ちて階級に依る待遇差を見んと欲したが、この場合特權者を武士階級及宮門跡堂上方より抽出して一となし、その代表的なるものに就て看る處があつたが、かゝる階級を特別に意識したのではなく寧ろ便宜主義に依つたものである。私はこの場合特權者及武士階級に就て大體を例示する

に止め、興趣の多い、經濟上にも意義深き庶民階級に就て多くの頁をさいたのである。即、其繼立方法に於ては飛脚、用達商人及び相撲取を見た。

次に後者即、貫目改は幕府の道路交通政策中最も腐心した處であつて關係法規も從つて相當多く出て居るのであるが、其取締を物語る事實に至つては資料甚少なきを告げて居る。本章該方面に於ける記述の不充分なる理由も一はこゝに起因する。然して幕府が最努力した道路交通政策貫目改も、其實際に於ては例外的の規定の實施や命令により故意に法令を曖昧に實施した事等が多かつたので、其結果は抱負の如く大なるものが無かつたのであつた。